

平成25年3月1日

於・1001会議室（10階）

第989回

電波監理審議会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について (諮問第4号)	1
3. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第5号)	1 1
(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第6号)	1 1
4. 閉 会	2 1

## 開 会

○前田会長 それでは、審議会を始めますので、職員の方に入室するようにご連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

### 諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について（諮問第4号）

○前田会長 それでは、電波監理審議会を始めます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の諮問事項ですけれども、第4号「日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見について」につきまして、秋本放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 それでは、諮問第4号の説明資料に基づきましてご説明を申し上げます。

資料のうち、1ページ、2ページが、本日諮問いたします総務大臣の意見でございます。

これをご覧いただきます前に、3ページをご覧いただきたいと思います。NHK予算に関する制度の概要を示してございます。NHKから予算の提出がございまして、これに総務大臣として大臣意見をつけ、この大臣意見を電波監理審議会に諮問いたしまして、答申が得られますと、閣議を経てこれを内閣に提

出すということが放送法に定められている手続でございます。該当条文を4ページにつけてございます。

その上で、5ページ、参考2について簡単にご紹介をさせていただきます。来年度のNHK予算のポイントを3つにまとめてございます。

第1に、昨年10月に受信料の値下げをNHKでは実施しております。1カ月当たり120円の引き下げでございます。これが平成25年度は通年で効いてくるということで、受信料収入が減少しております。

第2といたしまして、この受信料の引き下げを決めた平成23年10月に策定されました3カ年経営計画、この時点では平成25年度に47億円の赤字を見込んでおりました。しかし、現時点で平成25年度予算をNHKで組んでみるところ、増収策の強化、経費削減によりまして、収支均衡予算に仕上げているということが特徴の第2でございます。

第3といたしまして、昨年8月の南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しを受けまして、NHKとして地域拠点局のヘリ装備見直しを平成26年度から平成25年度に前倒しするといった、公共放送の機能の強靱化に係る取り組みを拡充しているという点が特徴でございます。

これら3つの特徴に加えまして、言及しておきたいのが6ページの3番でございます。NHKでは、一般勘定とは別に番組アーカイブ業務勘定というのを別建てで立てております。平成19年の放送法改正を受けまして、NHKオンデマンドについて、平成20年から受信料とは別の料金を徴収いたしまして、番組アーカイブの業務を提供しているものでございます。平成23年10月の3カ年経営計画の時点では平成25年度末に単年度黒字化を掲げておりましたけれども、現時点で平成25年度予算を組んでみましても、残念ながら単年度黒字化は実現できず、6億円の赤字という予算を組んできているということでございます。

その上で、1 ページに戻っていただきまして、総務大臣の意見についてポイントを紹介させていただきます。

まず、前文のところでございます。この中で、第2 パラグラフの2 行目、「平成24年10月より実施された受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取り組みと経営の効率化により、収支均衡予算としており、おおむね妥当なもの認められる」としております。

その上で、6 つの点について配慮すべきであるとしております。

第1 に、「経営改革の推進」についてでございます。まず1 つ目の丸、受信料が引き下げられる中にありましても、国民・視聴者に対するサービスの低下につながらないことに配慮しつつ、特殊法人として業務の合理化・効率化に努めることというのを第1 に記載してございます。それから2 つ目の丸、給与等につきまして、成果・業績に見合うよう一層の制度見直しを行い、適正化に努める等、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たしていくこととしてございます。こうした点が経営改革の主な記載事項でございます。

大きく言って2 点目、「放送番組の充実等」については、まず1 つ目の丸といたしまして、番組編集に当たっては、我が国の公共放送としての位置づけを踏まえ、我が国の文化の向上に寄与するとともに、国民各層の中で意見が対立している問題についてはできるだけ多角的な論点を明らかにするなど、正確かつ公平な報道に努めることというのを第1 に記載してございます。それから1 つスキップさせていただきまして国際放送については、我が国の文化・経済等に係る情報発信の拡大を図ることを通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流に資するとともに、その結果として成長戦略の推進に寄与するよう、効率性にも配慮しつつ、番組内容の充実、国内外の認知度の向上及び受信環境の整備を一層推進することとしております。

大きく言って3 点目、「新しいメディア環境への対応」については、1 つ目の

丸で、番組アーカイブ業務につきまして、平成25年度予算において黒字化が見通せない状況であることを踏まえ、さらなる増収策の強化と経費削減に努めることというのを第1に記載してございます。それから第2といたしまして、その他のインターネットを活用するサービスにつきまして、受信料との関係を整理しつつ、公共放送として利用者のニーズに適切に対応できるよう検討・取り組みを促進することとしております。3つ目の丸といたしまして、4K・8Kといったスーパーハイビジョンの早期実現に向けて取り組みを強化するとともに、スマートテレビ等の新たなメディア環境に対応する技術とサービス基盤の確立に向けて、民間事業者等と連携を図りつつ先導的な役割を果たすことというのを第3に記載してございます。

大きく言って4点目、「受信料の公平負担の徹底」につきましては、まず1つ目の丸で、未契約者及び未払い者対策を一層徹底すること。それから2つ目の丸で、未払い者への対処方策も含めて、公平・公正で透明性の高い受信料体系のあり方について、広く国民の意見を聴取し、その結果を踏まえた検討を行うことという点を記載してございます。

5点目、「完全デジタル化後の取組み」といたしまして、1つ目の丸で、東京タワーから東京スカイツリーへの送信機能の移転が本年5月に予定されておりますことから、「特に」ということで、受信対策や事前の周知活動等に万全を期すことというのを記載してございます。

大きく言って6点目、「東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化」につきましては、2つ目の丸で、南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直しを踏まえて、大規模震災に備えた公共放送の機能の強靱化に係る取り組みの拡充及び前倒しを行うこととしてございます。それから最後に、新放送センターの整備につきまして、適切に情報開示を行いつつ、財源の確保を含めて構想の具体化を進めることという点を記載させていただいております。

ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○松崎委員 2 ページ目の3の番組アーカイブ業務なんですけれども、これも国際放送と同じで認知度が低過ぎるので、もうちょっと広報の仕方を工夫されてはいかがかと思います。私自身も、NHKの番組でいろんなものを、これを授業で学生に見せたらいいなと思うものがあるんですけれども、いいなと思ったのと申し込もうという間にとても距離があって、いいなと思ってオンデマンドを実際に依頼する間をもうちょっと簡略化していただけたらすると、利用率が高まるのではないかと思います。

あと、やはり教育現場でとても活用できるコンテンツが多いので、ぜひ教育の方向にアピール、広く国民にといいんですけれども、教育現場でこういう活用方法をしているケースがありますといった形で周知するとか、広報するとか、そういうことをされると、もうちょっと利用率も上がるかと思います。

以上です。

○前田会長 ありがとうございます。何かコメントはありますか。

○秋本放送政策課長 まさしく増収策の強化といたしまして、NHKサイドでも、このNHKオンデマンドのサービスについて認知度の向上が必要であると考えておまして、広報の仕方を工夫すべきという今のご指摘の意見は私どもとしても共有しておまして、NHKにそうした取組みを強化するよう伝えていきたい、あるいは場合によっては助言をしていきたいと考えております。

○前田会長 他にはどうでしょうか。

私からいいでしょうか。ここにも添付されている日本放送協会の収支予算、事業計画、資金計画の冊子がありますよね。これを見ていて、もともとのおおむ

ね妥当であるところを書いてある。おおむね妥当だろうと思いますが、そもそも収支とか、それからこういう法人の計画が妥当かどうかというときに、何でもこういう数値がないのかなと思ったのは、会社、企業であれば貸借対照表に相当する部分がないんですね。

単年度収支ということで出入りだけがあって、そもそも資産の状態がどうなっていて、この法人は健全なのかどうかを判断する材料が非常に偏っているなという印象で、法律上でこうなっているのかもしれないので、すぐに出せというのはなかなか難しいのかもしれませんが、そもそもこういうことなのですか。現在のNHKの資産がどうなっているかという状態が、これですとわからないです。来年度の収入が幾らで、幾ら使いますというのだけはわかる、そのための資金計画はどうだというのもわかる。だけど、資産はどうなっているのかということなんです。

例えば、この意見の最後に新放送センターの整備の話が出てきますよね。新放送センターの整備について財源の確保を含めて云々と書いてあって、多分、財源を部分的には確保しつつあるんじゃないかと、普通ならば何年間かにわたって。そうすると、この年のこれに対する、引当金になるのかわかりませんが、そういうものが幾らあって、したがって、この収支の中でお金としてはそちら側に勘定としては積まれるので、あたかも使ったように見えるかもしれないけれど、資産としては残っているという状態がわかるはずなので、その部分が、来年度以降、もしできるのであれば、その情報開示が必要かなと思うんです。

○秋本放送政策課長　ご指摘の点、ごもっともな点が多々あると思います。ただ、放送法の条文の70条が「毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない」となっておりまして、それに沿って出てきている。貸借対照表を云々と書いてごさいませんので、こういう形式で収支予算を提出していただいて、これを見て総務大臣として意見をつけ



て、電波監理審議会にお諮りしております。

○前田会長　そうですね。そういう意味では、本来、ある種の法人が健全な運営かどうかというのを判断するための材料としては、やっぱり流れだけではなくて、断面での資産状況というのは。

それで、これまた似たような話なのかもしれないですけども、ここを見ていたら資本収支というのが出ていて、何ページ目だったかな、最初に単純な事業収支があって、その次に、これの8ページ目かな、資本収支とあって、随分おもしろい表だなと思って。

もちろんNHKだから企業会計の基準に準ずる必要はないんだけど、建設費が714億円と1個出ていて、上は減価償却ぐらいしか出ていない状態で、さっきのと全く同じなんです、これだとよくわからない。

企業会計上だと、株主資本等変動計算書というのを会社法とか金融商品取引法で出さなきゃいけないんですけど、それに該当するかなと思って見ていると全然そうでもない。すいませんが、情報量の少ないものだなという気がして。法律にのっとってやっているのは間違いないので、何か齟齬があるということではないんだけど、NHKが透明性をもって世の中に理解を求めるとすると、どこかではやったほうがいいんじゃないかなという気はします。

○秋本放送政策課長　先ほどの会長のご指摘のうち、貸借対照表、損益計算書に該当するものというご質問については、予算ではなくて決算について放送法の規定がございます。毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類を作成して、決算として総務大臣に提出して、これは会計検査院の検査を経て国会に別途提出するという手続をとらせていただいております。

○前田会長　なるほど、わかりました。

○秋本放送政策課長　決算に関しまして、BS、PLに相当するものを放送法

第74条に基づき国会に提出しております。すいません、今日、そちらの条文は添付しておりませんでした。

○前田会長 確かに今日の趣旨とは、本来は、直接的には関係ないんですけども、ただ、コメントの中には明らかに収支ではなくて資産に対するものもあるので、そういうふうに見ると、どの数字を見てこれを言っているのかが、ちょっと気になるものですから。

全体として、確かに決算でないとなかなか数字には出てこないというのはあるかもしれないので、そういうルーチンの中で、このときにこうやりますと、そのときの数字をもって。

例えば、この予算の中で、非常につまらない話をさせてもらおうと、新放送センターの整備のための財源というのは幾ら積むことになっているかはわかるんですか。

○秋本放送政策課長 それは、総工費等の詳細はまだ公表されておられません。

○前田会長 でも現状は、どこかの決算時点では、ゼロではない数字はあるんですよ。

○秋本放送政策課長 ゼロではない積み立ての数字がございまして、平成23年度末の新放送センターの整備、今現在は583億円でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

他に細かいことで言うと、番組アーカイブ業務勘定というのがあって、この他にも放送とは直接、法文上は関係なくやっているような事業がNHKはあると思うんですけど、それは、1つ1つは細かいから出していないんですか。それとも、そういう勘定はなくて、全体の中に埋もれているんですか。例えば、インターネット云々というのがありましたよね。

○秋本放送政策課長 収支予算、事業計画及び資金計画書の10ページに受託業務勘定という勘定がございまして。

○前田会長 こういうのがある。なるほど。

○秋本放送政策課長 その他のインターネットを活用するサービスについて、無料のものは一般勘定のほうに。

○前田会長 この中の費用だけが出ている。

○秋本放送政策課長 そうです。

○前田会長 他に何かありますか。基本的には、大枠、予算は収入の部分、収支の部分を除いて定性的には同じような話が多いとは思いますが、昨年度と比べて特に強調している今年の意見というところ、どこを言えればいいんでしょうか。ある種、章立て等々は昨年度と全くがらっと変わっているわけではないので……。

○秋本放送政策課長 全くがらっと変わっているわけではございません。ただ、項目立てとして、配意すべき事項として記載しているデジタル化については、移行の取り組み、まだ恒久対策等が残っておりますけれども、記述の順番を5番目に引き下げております。

それから、「新しいメディア環境への対応」について、4K・8Kの早期実現に向けて取り組みを強化するといった点ですとか、あとNHKが唯我独尊でどんどん進めていくということではなくて、民間事業者と連携を図りつつという記述を加えさせていただくというように、アクセントをつけさせていただいております。

それから、「放送番組の充実等」につきましては、国際放送について、国内外の認知度の向上を一層推進することとしております。特に外国人向けテレビ国際放送につきましては、交付金の増額等によって対地国や視聴可能世帯は着実に増えてきておりますけれども、まだまだBBCやCNNに比べて内外の認知度が高くないということで、認知度の向上と、そして外国における受信環境の整備を一層推進という点にアクセントを置いた記述とさせていただいております。

○前田会長 ありがとうございます。

他にご質問はありますか。特にありませんか。

総務大臣が付する意見について、特に反対意見もないようですので、この意見を付すことが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣に宛て提出してください。

以上で、情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

○前田会長 それでは、関係職員に入室するよう連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問事項（総合通信基盤局関係）

（２）電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第５号）

（３）周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第６号）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第５号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」及び諮問第６号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、森基幹通信課長及び竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○森基幹通信課長 基幹通信課長の森でございます。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料、右上に諮問第５号説明資料と書いてある資料をご覧ください。あとクリップ止めしてある資料は関係省令等になってございますので、今回は説明資料のほうでご説明をさせていただきます。

まず、本件でございますけれども、５GHz帯における無線LANに毎秒1Gbpsの高速伝送が可能となる次世代高速無線LANの技術基準を導入するための電波法関係省令の一部改正について諮問をさせていただくものでございます。なお、今回の改正に伴って２の（１）から（３）に書いてあります省令以外に周波数割当計画の一部変更も行う必要がございますが、この点につきましては後ほどご説明をさせていただきます。

無線LANにつきましては、簡易かつ安価に、家庭でありますとか、あるいはオフィス内にインターネット接続環境を構築することのできるシステムとして急速に普及しているところでございますが、さらに、これまでの低速につながればよいという状況から、より一層の高速化、あるいは屋内の隅々までつな

がるということを目指して、今回の技術基準を諮問させていただくものでございます。

1枚おめくりください。上に別添と書いてございますが、次世代高速無線LANの導入ということで、無線LANにつきましても、国際的な標準化活動の場として米国の電気電子学会、IEEEとっておりますが、この場におきまして、IEEE 802.11acと呼んでおりますけれども、この規格の制定に向けた検討が進められているところでございます。

我が国においても、この規格の導入に伴って、今回、新たな技術基準の導入をさせていただくべく情報通信審議会のほうにお諮りいたしまして、昨年11月に答申をいただいたところでございます。

その内容がこの別添の内容になってございますが、具体的な内容については、2の主な検討課題をご覧ください。今回、1Gbpsの速度を目指すということで、まずはチャンネル幅を拡大します。今までの規格では20MHz帯と40MHz帯の幅がございましたが、それを80MHz帯、160MHz帯の幅に拡大することによって高速化を図ります。

あるいは、非常に技術的な、専門的な話にはなりますけれども、MIMO、Multiple Input-Multiple Outputという、こうしたアンテナの数を増やすことによって高速化を図ります。

さらには、変調方式を多値化します。今まで64QAM、「カム」と呼んでおりますけれども、256QAMを目指すことによって多値化していく。こういったものを内容として高速化を目指していくものでございます。

1枚おめくりください。答申の内容を受けまして、今回、省令改正の内容は、ここの3ポツでありますとか4ポツに掲げられた技術的な条件を省令に落とし込んでいるものでございますが、例えば、3ポツの表の上から3つ目をご覧ください。システム区分ということで周波数帯域幅とございますが、今までは2

0 MHz 帯、40 MHz 帯だけであったものが、80 MHz 帯、あるいは160 MHz 帯を追加してございます。この赤字の部分が追加部分になります。

変調方式等につきましては変わりませんが、最大空中線電力、これは出力でございますけれども、あるいは最大EIRPについて、帯域幅を広げることに合わせて反比例させて出力を下げております。例えば、今まで40 MHz 帯では5 mWであったものは掛け算をすると200 mWになりますが、160 MHz 帯になっても1.25 mWで、200 mWが変わらない形に規定してございます。

さらに、4ポツのところをご覧ください。チャンネルの配置でございますが、今回新たに設定させていただくものは、この点線の枠組み、点線で囲まれた部分になります。今までは20 MHz 帯ですと19チャンネル、40 MHz 帯で9チャンネルございましたけれども、これを80 MHz 帯で4チャンネル確保いたします。

さらに、この青いところですが、160 MHz 帯ですと2つの帯域が確保できますが、それ以外に80 MHz 帯の2つの組み合わせで4つできますので、それを加えまして6つのパターンを160 MHz 帯のチャンネルとして確保しております。

こうした内容を今回の省令改正では盛り込んでおまして、それを今回諮問させていただくものでございます。

なお、省令の改正案につきましては、1月までにパブリックコメントにかけさせていただきました。最後の紙で参考として挙げておりますが、2件のご意見をいただきました。いずれも賛意を示すものでございます。

以上がご説明でございまして、委員の皆様におかれましては、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○竹内電波政策課長 電波政策課長の竹内でございます。

続きまして、諮問第6号についてご説明を差し上げます。お手元の諮問第6号説明資料をご覧ください。

本件は、ただいま説明申し上げました諮問第5号を実施する上で必要な周波数割当計画について変更をお諮りするものでございます。

まず、この資料の2ページ目をご覧くださいませでしょうか。今回対象となります5GHz帯という周波数帯が、今、全体でどういうふうに使われているかを2ページ目の参考資料でお示ししております。

図の上側に帯のようになっておりますところが、それぞれどういう用途に使われているかというのを示したものでございます。よろしいでしょうか、資料の2ページ目でございます。参考資料と右肩に書いてあるページでございます。

まず、用途といたしましては、無線標定という長い帯のものが上から3行目でございます。これは気象レーダーとか、公共レーダーとして使っているものでございます。

その上のところに、航空無線航行、海上無線航行というのがございます。これは、それぞれ航空機、船舶用のレーダーでございます。

それから、衛星関係で、その上にございますけれども、地球探査衛星とか宇宙研究用にも使われております。

この他、右のほうにございますがアマチュア無線、それから産業科学医療用ということでISMと呼んでおりますが、工業用の半導体洗浄装置などとして使われております。

それから、この帯の4行目に「移動」と書いてある箇所が2カ所ございますが、ここが無線LANとして使われているということでございます。実際、無線LANとしてどう使われているかは、先ほど諮問第5号のところでもご説明差し上げましたけれども、この図の下のほうに書いてございます。2カ所、飛び地のようになってございまして、周波数の低いほうは5,150MHzから5,



350MHzで、無線LANというふうに少し網かけをしてあるところがございますが、ここは1つの固まりになっております。現在、ここで8つの波が利用可能となっております。無線LANの下、ページの中ほどに小さな波のブロックみたいなものが8つ並んでいるかと思いますが、この8チャンネルが使えるようになっているということでございます。

それから、少し高いほうの周波数、5,470MHzから5,725MHzも無線LANで使われておまして、5,500MHz、5,520MHzというふうに波が立っておりますけれども、こちらには11の波がございます。

したがって、現在5GHz無線LANは合計で19チャンネルが同時に使えるということになっております。

この絵の中の低いほうの周波数で、一部点線で描いてある部分がございます。5,170MHz、5,190MHzというところ、星マークがついておりますけれども、この帯域については、5GHz無線LANを平成12年に導入した当初の時期に使用していたのがこの4つの周波数でございましたが、これは先ほどの気象レーダーとの干渉を避けるためにこういう周波数配置にしたわけがございます。この5,230MHzのちょうど少し上、5,250MHzから上に無線標定というレーダーがございましたので、そことの混信を避けるために点線の配置にしておったわけですが、その後、技術的な進展がありまして、電力を制御したり、あるいは周波数の選択をダイナミックにやる技術が入りましたので、周波数を少し変更いたしまして、5,180MHz、5,200MHzというような配置に変更いたしました。

この配置を変更することによりまして、国際的な配置と全く同じ配置が可能になりましたので、結果的に10MHzずつ上にずらして、4つのチャンネルを確保するとともに、高いほうの5,260MHz以上の4つの波を新たに追加したというのが、平成17年の制度改正でやらせていただいたものでござい

す。いずれにしても、現在、合計で19チャンネルが利用可能になっているものでございます。

今回の変更は、先ほどございましたように、周波数自体を広げるというものではございません。今ある周波数の中で大束化して、大きくくり化してハイスピード化をするということで、具体的な変更内容は、このページの下に網かけでやっておりますけれども、低いほうの周波数では5,210MHz、5,290MHzということで2つに分ける案と、5,250MHzを中心周波数として全体を1グループで使う方法、それから高いほうの周波数も、2つのグループに分ける、大束化してまとめて使うという6つのパターンを新たに追加するものでございます。

具体的な割当計画表上の変更につきましては、とじてある資料の一番下に新旧対照表が2枚ついているかと思えます。変更部分が赤で書いてある対照表が後ろのほうについているかと思えますが、こういった形で変更する。表の全体の作りを変更いたしましたので下線がたくさんございますが、中身の変更がございましたのは赤で書いてある部分のみでございます。右側が現行の規定、左側が今回の変更案となっております。

まず、形式的な変更といたしましては、現行のほうをご覧くださいますと、これまで5.2GHz帯の周波数の電波、その下の欄が5.3GHz帯のというふうに、低いほうの周波数を表としては2つに分けて記載しておりましたが、今回、全体を大束で使うということも出てきますので、表としては欄をまとめたというのが形式上の変更でございます。

それから、その中ほどの欄をご覧くださいますと、これまでは占有帯域幅が19MHz以下というところと19MHzを超えて38MHz以下という2つのグループしかございませんでしたが、今回、大束化いたしますので、占有帯域幅が38MHzを超えて78MHz以下というところと78MHzを超えて

158MHz以下という2つの欄を新たに追加して、それぞれ中心周波数を明示しているものでございます。高いほうの周波数についても、同様に2つの欄を追加しているものでございます。

本件についてのパブリックコメントは、先ほどの諮問第5号と同時に行いましたが、割当計画の変更に関する意見の提出はございませんでした。

本件に係る施行期日でございますけれども、答申をいただけますれば、速やかに変更の手続を行いまして、施行に移りたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの第5号と第6号につきまして、何かご質問、あるいはご意見があれば。

○原島代理 ちょっとよろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○原島代理 無線LANにつきましては、従来から2.4GHz帯と5GHz帯があつて、どちらかというと、2.4GHz帯はISMの中に入っていて優先度が低い状態に置かれていたわけですね。それに対して、5GHzのほうは、レーダーに比べれば優先度は低いかもしれませんが、2.4GHzに対しては優遇されているということで、これからだんだん、無線LAN自体が2.4GHzから5GHzに移っていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。今回、そういう流れの中に乗っている話と考えてよろしいのでしょうか。

○森基幹通信課長 まさに委員ご指摘のとおりでございます。どちらかといいますと、今2.4GHzで、ISMバンドもあるんですけれども、非常に無線LANの電波の利用状況が逼迫している状況でございます。

5GHzにつきましては、例えば具体的な数字を申し上げますと、最近、非

常に出荷台数が伸びておりまして、昨年度の数字で言いますと、平成23年度で2,000万台を超えるようになってきました。一方で、2.4GHzのほうにつきましては、これは若干古い数字になるんですけども、数年前で1億2,000万台を超えているということで、徐々に5GHzのほうも伸びているんですけど、まだまだ2.4GHzが中心でございまして、今後は5GHzのほうをより積極的に使っていただくというのが大きな流れになっていくかと思えます。

ちなみに、例えば我々がふだん使っているスマートフォンの昨年の各社の秋冬モデルなどにも、今までは2.4GHzのチップだけが入っているのが多かったんですけども、5GHzのチップというのも、これは従前の規格、今回お話ししているものではないんですけども、そういったものが装備されるようになってきております。

○原島代理 ありがとうございます。その5GHzが今回1Gbpsまで通るようになるということなんですが、この1Gbpsというのは相当なもので、先ほどNHKのほうで出た4K・8Kが通るんですね。

ということは、むしろ将来は逆に帯域が狭くなるのではないかなという。もっと無線LANに割当てが、もし4K・8Kのニーズが無線LANにおいて多くなりますと、そういう気もするんですが、新たに無線LANの周波数割当て、ホワイトスペースももちろんあると思いますが、限定されているということで、何かそういうような構想はあるのでしょうか。

○森基幹通信課長 とりあえず今の段階では、まずは5GHz帯の有効活用を図っていくというのが当面の対象になるかと思えます。

一方で、例えばアメリカなどでは、先生がおっしゃるように、より一層の帯域の確保に向けた動きがございまして、そういった動きがありますけれども、まだ具体化している段階ではございません。

日本においても、今後どうなるかということは、周辺国、あるいは国際的な動向も見ながらということになると思いますけれども、まだそこに入っていき、帯域の拡大とかいう段階では、当面はないのかなというふうに考えております。

○原島代理 そうすると、とりあえずの新たな確保というのは、ホワイトスペースとか、そういうことになるというふうに。

○森基幹通信課長 まずは5GHz帯の普及を着実に推し進めていくものと考えております。

○竹内電波政策課長 まずは、この5GHz帯を、5GHzのハイスピード化を含めてしっかり使いこなしていくことが……。

○原島代理 使いこなして、いわゆる新たな帯域という意味ではどうなんでしょう。

○竹内電波政策課長 新たな帯域という意味では、もう少し高い帯域の60GHzで、屋内の機器同士などであれば60GHzも十分使えますので、こちらは帯域幅が9GHz幅ということで既に制度化もいただいておりますので、用途、目的でこういったものも組み合わせながら、ただ、5GHzも一定程度普及してくれば、将来的にはアメリカのように、先ほどの低いところと高いところの間を使えるかどうか、もっと高いところ、隣のところを使えるかどうか、私どもは柔軟に、検討対象とはなるんだろうと思っております。

○原島代理 わかりました。それともう一点、これはちょっと勉強させていただきたいんですが、5GHzはもともと屋内限定から始まっていますよね。現在でも低いほうは屋内限定になっている。この理由は何だったんでしょうか。あるいは、現在でもそうなっている理由は何なんでしょうか。

○森基幹通信課長 資料の3枚目をご覧くださいと思うのですが、5.15GHzから5.25GHz、さらには5.25GHzから5.35GHz、こちらが屋内限定になっておりまして、これは衛星との関係で、こういう屋内限定と

なっております。

○竹内電波政策課長 すいません、これも補足いたしますと、諮問第6号の2ページ目をご覧くださいますと、先ほど利用状況の図がありましたが、低いほうの周波数が何と共用しているかといいますと、真ん中から低いほうの周波数は固定衛星の上り回線と共用しています。このフィーダーリンクを保護するために屋内限定になっております。

それから高いほうの周波数については、5,250MHz以上は宇宙研究・地球探査衛星業務がありますので、こちらとの共用条件を満たすために屋内使用と。外で使いますと、やはり衛星の受動業務、受信側に混信があるということで、結局、低いほうの周波数については、下半分が固定衛星、残りが地球探査衛星、それぞれ、共用条件が屋外では難しいということで屋内専用になっております。

○原島代理 上のほうの周波数は、それほど厳しい規制がない。

○竹内電波政策課長 この辺も、将来技術が進んだときにどういう見直しがあり得るかというのは、常に研究はしていきます。

○原島代理 ありがとうございます。

○前田会長 携帯でここを使うというのは、どういう使い方を想定しているんですか。

○森基幹通信課長 携帯のほうも、かなりトラフィックが、非常にデータ伝送量が増えておりますけれども、そういう中で、オフロード化というのが着目されております。例えば駅であるとか、空港であるとか、あるいは喫茶店やレストランといったところでは、無線のアクセスポイント、Wi-Fiのアクセスポイントからデータをダウンロードするというような形で、そういうオフロード化にまさにWi-Fiが、無線LANが使われております。

○前田会長 制限されているから、さっきの宇宙研究云々というところと重な

っているけど、それは問題ないということなんですか。

○竹内電波政策課長 屋内で使う分には混信がありませんので。

○前田会長 でも、携帯でやっている限りは屋外でも発信するわけですよ。

○竹内電波政策課長 はい。ですから屋外のオフロードで使う場合には高いほうの周波数を使っていただいて、オフロードを。

○前田会長 だけを使う。はい、すいません。

他にはどうでしょうか。ありませんか。

特に反対意見もないようですので、この諮問第5号、第6号は諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣に宛て提出してください。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

## 閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了ということでございまして、次回の開催は平成25年3月13日、水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。